

令和6年（2024年）

旭川市議会議案

第4回定例会

令和6年12月5日開会

令和6年 月 日閉会

令和6年度旭川市一般会計補正予算について

令和6年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について

令和6年度旭川市動物園事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和6年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和6年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第22条に次の1項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第27条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」を「第2項及び第6項」に改める。

第28条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市手数料条例の一部を改正する条例

旭川市手数料条例（平成12年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	8,230円
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき	14,000円
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき	21,800円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	34,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	45,600円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	60,400円
床面積の合計が	1件につき	171,000円

2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1 件につき 274,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1 件につき 501,000円

一の建築設備（昇降機にあつては、1 基）につき
10,800円

一の建築設備（昇降機にあつては、1 基）につき
7,070円

一の工作物につき
10,800円

一の工作物につき
7,070円

建築基準法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物の完了検査申請等手数料	(摘要) 1 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 2 建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係るものに同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、建築物の完了検査申請等手数料のほか、当該昇降機1基につき次項に定める建築基準法第87条の4において	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件につき 10,900円 （建築基準法第7条の3第5項又は第18条第21項の中間検査合格証（以下「中間検査合格証」という。）の交付を受けた場合にあつては、10,000円）
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1 件につき 14,900円 （中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては、13,800円）
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1 件につき 18,700円 （中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては、16,700円）
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1 件につき 24,800円 （中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては、22,700円）
		床面積の合計が500	1 件につき 39,500円

準用する同法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築設備の完了検査申請等手数料を加えるものとする。	平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	(中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては、36,400円)
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 54,300円 (中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては、50,300円)
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 119,000円 (中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては、107,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 206,000円 (中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては、196,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 377,000円 (中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては、363,000円)
建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築設備の完了検査申請等手数料		一の建築設備(昇降機にあつては、1基)につき 14,000円
建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく工作物の完了検査申請等手数料		一の工作物につき 10,000円

」を

「

1 2に掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 15,400円 (建築物が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合(以下この項において「確認の特例の場合」という。))にあつては、13,600円)
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 23,800円 (確認の特例の場合にあつては、19,500円)
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 37,500円 (確認の特例の場合にあつては、30,700円)

床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1 件につき	50,900円
床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1 件につき	66,400円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件につき	80,700円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき	103,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件につき	256,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1 件につき	402,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1 件につき	747,000円
2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に規定する基準に適合する住宅の確認を申請し、又は計画を通知する場合（以下「仕様基準の場合」という。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に1に定める金額を合計した金額		
(1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の用途に供する一の建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の場合 1 件につき		13,400円
(2) 共同住宅等の用途に供する一の建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の場合 次に掲げる共同住宅等の用途に供する一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
床面積の合計が300平方メートル以内の	1 件につき	24,100円

もの	
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 38,100円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件につき 60,200円
床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	1 件につき 78,700円
	一の建築設備（昇降機にあつては、1 基）につき 17,700円
	一の建築設備（昇降機にあつては、1 基）につき 10,900円
	一の工作物につき 16,400円
	一の工作物につき 10,200円

建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物の完了検査申請等手数料	(摘要) 1 右欄の1の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 2 右欄の2の床面積の合計は、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除いた部分の床面積について算定する。 3 建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18	1 2に掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		床面積の合計が30平方メートル以内のもの
		建築基準法施行令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物（以下この項において「検査の特例の建築物」という。）以外の建築物 1 件につき 15,900円（建築基準法第7条の3第5項又は第18条第30項の中間検査合格証（以下「中間検査合格証」という。）の交付を受けた場合にあつては、14,700円） 検査の特例の建築物 1 件につき 13,800円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあつて

条第20項の規定に基づく通知に係るものに同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、建築物の完了検査申請等手数料のほか、当該昇降機1基につき次項に定める建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築設備の完了検査申請等手数料を加えるものとする。		は、12,800円)
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	検査の特例の建築物 1件につき 19,300円 (中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、18,100円)
		検査の特例の建築物 1件につき 16,300円 (中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、15,300円)
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	検査の特例の建築物以外の建築物 1件につき 26,200円 (中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、22,100円)
		検査の特例の建築物 1件につき 21,900円 (中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、19,100円)
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき 34,300円 (中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、29,900円)
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 38,900円 (中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、34,300円)
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 54,200円 (中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、50,700円)
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 72,200円 (中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、64,400円)
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 151,000円 (中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、125,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 237,000円 (中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、224,000円)
	床面積の合計が	1件につき 420,000円

50,000平方メートルを超えるもの	(中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、397,000円)
2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項に規定する特定建築行為の完了検査を申請し、又は完了した旨を通知する場合 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に1に定める金額を合計した金額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	工場，危険物の貯蔵又は処理に供するもの，水産物の増殖場又は養殖場，倉庫，卸売市場，火葬場，と畜場，汚物処理施設，ごみ焼却場その他これらに類するもの（以下「工場等」という。）の用途に供する一の建築物以外の建築物 1件につき 15,700円
	工場等の用途に供する一の建築物 1件につき 3,920円
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	工場等の用途に供する一の建築物以外の建築物 1件につき 20,600円
	工場等の用途に供する一の建築物 1件につき 5,110円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	工場等の用途に供する一の建築物以外の建築物 1件につき 26,100円
	工場等の用途に供する一の建築物 1件につき 6,540円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	工場等の用途に供する一の建築物以外の建築物 1件につき 34,200円
	工場等の用途に供する一の建築物 1件につき 8,530円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	工場等の用途に供する一の建築物以外の建築物 1件につき 39,800円
	工場等の用途に供する一

			の建築物 1 件につき 9,970円
		床面積の合計が 10,000平方メートル を超え25,000平方 メートル以内のもの	工場等の用途に供する一 の建築物以外の建築物 1 件につき 46,300円
			工場等の用途に供する一 の建築物 1 件につき 11,500円
		床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるもの	工場等の用途に供する一 の建築物以外の建築物 1 件につき 51,600円
			工場等の用途に供する一 の建築物 1 件につき 12,900円
建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項 又は第18条第20項の規定に基づく建築設備の完了検査申 請等手数料			一の建築設備（昇降機に あつては、1基）につき 17,500円
建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法 第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく工作物の 完了検査申請等手数料			一の工作物につき 13,100円

」に、

「第18条第19項」を「第18条第28項」に、

「

	1 件につき 10,000円
	1 件につき 12,900円
	1 件につき 15,800円
床面積の合計が200 平方メートルを超え 500平方メートル以 内のもの	1 件につき 20,700円

」を

「

1 件につき 13,700円

	1 件につき	16,900円
	1 件につき	20,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1 件につき	25,600円
床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1 件につき	29,900円

」に，「33,500円」を

「39,200円」に，「44,200円」を「50,700円」に，

「

1 件につき	107,000円
1 件につき	166,000円

「

1 件につき	118,000円
1 件につき	181,000円

」を

」に，「324,000

円」を「351,000円」に，「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」

に，「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」を「建築基準法施行令」に，「（平

成27年法律第53号）第15条第1項」を「第14条第1項」に，「共同住宅等（共同住宅，

長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）」を「共同住宅等」に，

「

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネ	（摘要） 1 右欄の1及び2の床面積の合計は，エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除いた部分の床面積について算定する。	1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し，又は計画を通知する場合次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定に係る申請又は通知に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては，当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額
		床面積の合計が300平方メートル以内の
		1 棟につき 213,000円

ルギー消費性能適合性判定手数料

もの	
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 292,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 373,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 525,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 642,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1棟につき 758,000円
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 862,000円
2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定に係る申請又は通知に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき 80,900円
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 111,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 144,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 227,000円
床面積の合計が	1棟につき 294,000円

		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1棟につき 352,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 411,000円
		3 1及び2に掲げる場合以外の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定に係る申請又は通知に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき 10,200円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 18,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 28,900円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 86,400円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 136,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1棟につき 172,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 215,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	(摘要) 1 右欄の1及び2の床面積の合計は、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除いた部分の床面積について算	1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定若しくは変更後も同号イに適合している旨を証する書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定に係る申請又は通	

第12条第2項若しくは第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付手数料

定する。

知に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき	110,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき	153,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき	198,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき	297,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき	376,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1棟につき	448,000円
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1棟につき	517,000円
2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定若しくは変更後も同号ロに適合している旨を証する書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定に係る申請又は通知に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき	44,500円
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき	62,700円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方	1棟につき	83,700円

	メートル以内のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 148,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 201,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1棟につき 245,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 291,000円
	3 1及び2に掲げる場合以外の判定若しくは書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定に係る申請又は通知に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき 10,200円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 18,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 28,900円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 86,400円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 136,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1棟につき 172,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル	1棟につき 215,000円

		を超えるもの	
--	--	--------	--

」を

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(摘要) 1 床面積の合計は、増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積について算定する。 2 複合建築物の判定を申請し、又は計画を通知する場合は、右欄の1又は2及び3、4又は5に規定する金額を合計した金額とする。	1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		(1) 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一戸建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1件につき 36,600円
		床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1件につき 41,300円
		(2) 共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る共同住宅等の用途に供する一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 71,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 118,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 200,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	1件につき 286,000円
		2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	

(1) 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一戸建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1 件につき	26,900円
床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1 件につき	30,100円
(2) 共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る共同住宅等の用途に供する一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1 件につき	52,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき	87,400円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件につき	151,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	1 件につき	219,000円
3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合（工場等のみの用途に供する一の建築物に係る判定を申請し、又は計画を通知する場合を除く。） 次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1 件につき	225,000円
床面積の合計が300	1 件につき	307,000円

	平方メートルを超え 1,000平方メートル 以内のもの	
	床面積の合計が 1,000平方メートル を超え2,000平方 メートル以内のもの	1件につき 393,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超え5,000平方 メートル以内のもの	1件につき 554,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートル を超え10,000平方 メートル以内のもの	1件につき 678,000円
	床面積の合計が 10,000平方メートル を超え25,000平方 メートル以内のもの	1件につき 800,000円
	床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるもの	1件につき 909,000円
	4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める 省令第1条第1項第1号ロに適合している旨 の判定を申請し、又は計画を通知する場合 (工場等のみの用途に供する一の建築物に係 る判定を申請し、又は計画を通知する場合を 除く。) 次に掲げる建築物エネルギー消費 性能適合性の判定の申請又は通知に係る一の 建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ次に定める金額	
	床面積の合計が300 平方メートル以内の もの	1件につき 85,400円
	床面積の合計が300 平方メートルを超え 1,000平方メートル 以内のもの	1件につき 116,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートル を超え2,000平方 メートル以内のもの	1件につき 152,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超え5,000平方 メートル以内のもの	1件につき 240,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートル	1件につき 310,000円

		を 超 え 10,000 平方メートル以内のもの	
		床 面 積 の 合 計 が 10,000 平方メートルを 超 え 25,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 371,000 円
		床 面 積 の 合 計 が 25,000 平方メートルを 超 えるもの	1 件につき 433,000 円
		5 3 及び 4 に掲げる場合以外の住宅以外の用途に供する一の建築物について判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	1 件につき 10,700 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを 超 え 1,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 18,900 円
		床 面 積 の 合 計 が 1,000 平方メートルを 超 え 2,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 30,500 円
		床 面 積 の 合 計 が 2,000 平方メートルを 超 え 5,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 91,100 円
		床 面 積 の 合 計 が 5,000 平方メートルを 超 え 10,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 144,000 円
		床 面 積 の 合 計 が 10,000 平方メートルを 超 え 25,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 182,000 円
		床 面 積 の 合 計 が 25,000 平方メートルを 超 えるもの	1 件につき 227,000 円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	(摘要) 1 床面積の合計は、増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積について算定する。	1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に適合している旨若しくは同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確	

第11条第2項若しくは第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付手数料	2 複合建築物の判定若しくは書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合は、右欄の1又は2及び3、4又は5に規定する金額を合計した金額とする。	かめられた旨の判定若しくは変更後も同号イ(1)及びロ(1)に適合している旨を証する書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		(1) 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一戸建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1件につき 20,500円
		床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1件につき 22,800円
		(2) 共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る共同住宅等の用途に供する一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 39,900円
		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 68,600円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 121,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	1件につき 180,000円
		2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)若しくはイ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定若しくは変更後も同号イ(1)及びロ(2)若しくはイ(2)及びロ(1)に適合している旨を証する書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		(1) 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一戸建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	

床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1 件につき	15,600円
床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1 件につき	17,200円
(2) 共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る共同住宅等の用途に供する一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1 件につき	30,300円
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき	53,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件につき	96,300円
床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	1 件につき	147,000円
3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨若しくは同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた旨の判定若しくは変更後も同号イに適合している旨を証する書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合（工場等のみの用途に供する一の建築物に係る判定若しくは書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合を除く。） 次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1 件につき	117,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件につき	161,000円

床面積の合計が 1,000平方メートル を超え2,000平方 メートル以内のもの	1 件につき 208,000円
床面積の合計が 2,000平方メートル を超え5,000平方 メートル以内のもの	1 件につき 313,000円
床面積の合計が 5,000平方メートル を超え10,000平方 メートル以内のもの	1 件につき 396,000円
床面積の合計が 10,000平方メートル を超え25,000平方 メートル以内のもの	1 件につき 472,000円
床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるもの	1 件につき 545,000円
4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める 省令第1条第1項第1号ロに適合している旨 の判定若しくは変更後も同号ロに適合してい る旨を証する書面の交付を申請し、又は計画 を通知する場合（工場等のみの用途に供する 一の建築物に係る判定若しくは書面の交付を 申請し、又は計画を通知する場合を除く。） 次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合 性の判定の申請又は通知に係る一の建築物の 非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額	
床面積の合計が300 平方メートル以内の もの	1 件につき 46,900円
床面積の合計が300 平方メートルを超え 1,000平方メートル 以内のもの	1 件につき 65,800円
床面積の合計が 1,000平方メートル を超え2,000平方 メートル以内のもの	1 件につき 88,300円
床面積の合計が 2,000平方メートル を超え5,000平方 メートル以内のもの	1 件につき 156,000円
床面積の合計が 5,000平方メートル を超え10,000平方	1 件につき 212,000円

		メートル以内のもの	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 258,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 307,000円
		5 3及び4に掲げる場合以外の住宅以外の用途に供する一の建築物について判定若しくは書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 10,700円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 18,800円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 30,400円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 91,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 144,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 182,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 227,000円

」に、

「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、
「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「金額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項）」を「金額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関

する法律第14条第1項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第34条第3項に」を「第29条第3項に」に改め、

「

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	(摘要) 1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき右欄の1又は2及び5又は6に規定する金額を合計した金額とする。 2 共同住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき右欄の3又は4及び5又は6に規定する金額を合計した金額とする。	1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		床面積の合計が200平方メートル以内のもの 1 棟につき 33,800円 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面（以下この項において「適合証」という。）の交付を受けた場合にあつては、7,010円)
		床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 1 棟につき 38,200円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、7,010円)
		2 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		床面積の合計が200平方メートル以内のもの 1 棟につき 16,500円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、7,010円)
		床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 1 棟につき 18,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、7,010円)

3 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第3項第2号に規定する住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき 65,500円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、10,400円）
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 109,000円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、22,400円）
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 185,000円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、50,100円）
床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 264,000円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、89,700円）
4 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積（同令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合であって、当該建築物が同令第5条第3項第2号に規定する住宅であるとき及び同令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき 30,400円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、10,600円）
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 52,500円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、22,600円）
床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 94,300円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、22,600円）

	を 超 え 5,000 平方メートル以内のもの	場合にあっては、50,200円)
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 141,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、89,900円)
	5 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき 213,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、10,200円)
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 295,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、18,300円)
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 376,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、29,300円)
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 529,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、87,800円)
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 647,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、138,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1棟につき 763,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、175,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 867,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、219,000円)
	6 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	

	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1棟につき 80,900円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、10,200円)
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 112,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、18,300円)
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 145,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、29,300円)
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1棟につき 229,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、87,800円)
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 295,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、138,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1棟につき 354,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、175,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 413,000円 (適合証の交付を受けた場合にあっては、219,000円)

」を

削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市手数料条例別表の規定は、令和7年4月1日以後の申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前の申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

建築基準法等の一部改正等に伴い、旭川市手数料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

旭川市建築基準法施行条例（昭和44年旭川市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「で、同項の表の(二)に該当するものは(三)」を「については、規則で定めるところ」に改め、同条第2項中「で、同項の表2の第43条第1項の表の(二)に掲げる建築物に該当する建築物にあつては、同表の第43条第1項の表の(一)又は(三)に掲げる建築物の当該欄に掲げる数値」を「については、規則で定めるところ」に改める。

第19条を次のように改める。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第19条 法第3条第2項の規定により前条各項の規定の適用を受けない建築物について増築又は改築をする場合における当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱の小径及び軸組については、構造耐力上支障がないものとして市長が定める基準に該当するときは、同条各項の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までにその工事に着手する地階を除く階数が2以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下の木造の建築物（延べ面積が300平方メートルを超えるものを除く。）については、この条例による改正後の旭川市建築基準法施行条例第18条に規定する基準によることとするための設計の変更に時

間を要することその他の事由により、当該基準により難いと認められる場合においては、この条例による改正前の旭川市建築基準法施行条例第18条に規定する基準によることができる。

(説 明)

建築基準法施行令等の一部改正に伴い、旭川市建築基準法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（説 明）

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 1 業 務 名 | 令和6年度学校施設冷房設備設置業務（その10） |
| 2 契 約 金 額 | 164,890,000円 |
| 3 契約の相手方 | 旭川市神楽岡12条6丁目3番17号
エーピーテクノ株式会社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |

和解について

旭川簡易裁判所令和●年（●）第●●号損害賠償請求事件について，次のとおり和解を成立させる。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 和解の相手方（原告）

●●●●●●●●●●
● ● ●

2 和解条項

- (1) 被告は，原告に対し，本件損害賠償金として3万9996円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は，原告に対し，(1)の金員を令和7年1月末日限り，原告指定口座に振り込む方法により支払う。なお，振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は，その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は，原告と被告との間には，本件に関し，この和解条項に定めるもののほかに，何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

鷹栖町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と鷹栖町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定によりその例によることとされる同条第１項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表１の(3)の表就業マッチング促進事業の項を次のように改める。

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し、圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施、圏域の企業に係る情報提供の充実、企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により、求職者と企業とのマッチング機会を提供する。
	甲の役割	甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。

別表３の(1)のウの表に次のように加える。

公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進	取組の内容	地域が求める人材を育成し、圏域の活性化を図るため、公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し、産学官金連携事業、高大連携事業、生涯学習事業、各種講演会等を実施する。
	甲の役割	乙に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。

別表３の(1)のエの表企業誘致推進事業の項中「旭川地域産業活性化協議会」を「旭川市企業誘致推進協議会」に改める。

この協約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市 7 条通 9 丁目 4 8 番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡鷹栖町南 1 条 3 丁目 5 番 1 号

乙 鷹栖町
鷹栖町長

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

東神楽町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と東神楽町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表1の(3)の表就業マッチング促進事業の項を次のように改める。

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し、圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施、圏域の企業に係る情報提供の充実、企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により、求職者と企業とのマッチング機会を提供する。
	甲の役割	甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。

別表3の(1)のウの表に次のように加える。

公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進	取組の内容	地域が求める人材を育成し、圏域の活性化を図るため、公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し、産学官金連携事業、高大連携事業、生涯学習事業、各種講演会等を実施する。
	甲の役割	乙に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。

別表3の(1)のエの表企業誘致推進事業の項中「旭川地域産業活性化協議会」を「旭川市企業誘致推進協議会」に改める。

この協約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市 7 条通 9 丁目 4 8 番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡東神楽町南 1 条西 1 丁目 3 番 2 号

乙 東神楽町
東神楽町長

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

当麻町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と当麻町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定によりその例によることとされる同条第１項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表１の(3)の表就業マッチング促進事業の項を次のように改める。

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し、圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施、圏域の企業に係る情報提供の充実、企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により、求職者と企業とのマッチング機会を提供する。
	甲の役割	甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。

別表３の(1)のウの表に次のように加える。

公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進	取組の内容	地域が求める人材を育成し、圏域の活性化を図るため、公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し、産学官金連携事業、高大連携事業、生涯学習事業、各種講演会等を実施する。
	甲の役割	乙に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。

この協約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市 7 条通 9 丁目 4 8 番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡当麻町 3 条東 2 丁目 1 1 番 1 号

乙 当麻町
当麻町長

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

比布町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と比布町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定によりその例によることとされる同条第１項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表１の(3)の表就業マッチング促進事業の項を次のように改める。

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し、圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施、圏域の企業に係る情報提供の充実、企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により、求職者と企業とのマッチング機会を提供する。
	甲の役割	甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。

別表３の(1)のウの表に次のように加える。

公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進	取組の内容	地域が求める人材を育成し、圏域の活性化を図るため、公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し、産学官金連携事業、高大連携事業、生涯学習事業、各種講演会等を実施する。
	甲の役割	乙に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。

この協約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市 7 条通 9 丁目 4 8 番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡比布町北町 1 丁目 2 番 1 号

乙 比布町
比布町長

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

愛別町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と愛別町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定によりその例によることとされる同条第１項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表１の(3)の表就業マッチング促進事業の項を次のように改める。

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し、圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施、圏域の企業に係る情報提供の充実、企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により、求職者と企業とのマッチング機会を提供する。
	甲の役割	甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。

別表３の(1)のウの表に次のように加える。

公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進	取組の内容	地域が求める人材を育成し、圏域の活性化を図るため、公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し、産学官金連携事業、高大連携事業、生涯学習事業、各種講演会等を実施する。
	甲の役割	乙に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。

この協約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市 ７ 条 通 ９ 丁 目 ４ ８ 番 地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡愛別町字本町 １ ７ ９ 番 地

乙 愛別町
愛別町長

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

上川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と上川町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定によりその例によることとされる同条第１項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表１の(3)の表就業マッチング促進事業の項を次のように改める。

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し、圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施、圏域の企業に係る情報提供の充実、企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により、求職者と企業とのマッチング機会を提供する。
	甲の役割	甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。

別表３の(1)のウの表に次のように加える。

公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進	取組の内容	地域が求める人材を育成し、圏域の活性化を図るため、公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し、産学官金連携事業、高大連携事業、生涯学習事業、各種講演会等を実施する。
	甲の役割	乙に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。

この協約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市 ７条通 ９丁目 ４８番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡上川町南町 １８０番地

乙 上川町
上川町長

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

東川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と東川町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定によりその例によることとされる同条第１項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表１の(3)の表就業マッチング促進事業の項を次のように改める。

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し、圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施、圏域の企業に係る情報提供の充実、企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により、求職者と企業とのマッチング機会を提供する。
	甲の役割	甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。

別表３の(1)のウの表に次のように加える。

公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進	取組の内容	地域が求める人材を育成し、圏域の活性化を図るため、公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し、産学官金連携事業、高大連携事業、生涯学習事業、各種講演会等を実施する。
	甲の役割	乙に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。

別表３の(1)のエの表企業誘致推進事業の項中「旭川地域産業活性化協議会」を「旭川市企業誘致推進協議会」に改める。

この協約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市 7 条通 9 丁目 4 8 番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡東川町東町 1 丁目 1 6 番 1 号

乙 東川町
東川町長

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

美瑛町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と美瑛町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定によりその例によることとされる同条第１項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表１の(3)の表就業マッチング促進事業の項を次のように改める。

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し、圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施、圏域の企業に係る情報提供の充実、企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により、求職者と企業とのマッチング機会を提供する。
	甲の役割	甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。

別表３の(1)のウの表に次のように加える。

公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進	取組の内容	地域が求める人材を育成し、圏域の活性化を図るため、公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し、産学官金連携事業、高大連携事業、生涯学習事業、各種講演会等を実施する。
	甲の役割	乙に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。

この協約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市 7 条通 9 丁目 4 8 番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡美瑛町本町 4 丁目 6 番 1 号

乙 美瑛町
美瑛町長

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整理 番号	損害賠償の額 (円)	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合 (%)
1	76,450	令和6年10月15日	令和6年8月29日 旭川市末広1条10丁目	市 100
2	61,890	令和6年11月15日	令和6年9月11日 旭川市神居9条4丁目	市 100

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて，地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により，次のとおり専決処分したから，同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合 (%)
55,070円	令和6年10月15日	令和6年8月10日 旭川市豊岡3条3丁目	市 40 相手方 60

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合
88,825円	令和6年10月15日	令和6年9月2日 旭川市神楽岡14条3丁目	市 100%

専決処分の報告について

訴えの提起について，地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により，次のとおり専決処分したから，同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月5日提出

旭川市長 今 津 寛 介

訴えの相手方	請 求 の 趣 旨	専決処分 年 月 日
●●●●●●●● ●● ● ● ●●● ●●●●●●●● ●●● ● ● ● ● ●●●●●●●● ●● ●●● ● ●	相手方らは，滞納家賃の連帯保証債務金106万1295円を支払え。 訴訟費用は，相手方らの負担とする。 との判決並びに仮執行の宣言を求める。	令和6年 11月15日